

## 宮古市商業振興対策事業費補助金交付要綱

平成19年3月20日 告示第38号  
改正 平成21年3月26日 告示第44号  
改正 平成22年1月8日 告示第10号  
改正 平成22年9月27日 告示第159号  
改正 平成23年5月19日 告示第64号  
改正 平成26年3月25日 告示第38号  
改正 平成26年10月22日 告示第164号  
改正 平成30年3月29日 告示第126号  
改正 令和3年10月22日 告示第172号  
改正 令和6年3月28日 告示第73号

### (目的)

第1条 この告示は、商店街団体等が消費者に魅力のある商店街づくりのために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の商業の振興及び活性化を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第2条 宮古市商業振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する手続は、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (補助対象事業者及び補助対象産業)

第3条 補助の対象となる事業者は、次に掲げる商店街団体等とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合で、組合員の2分の1以上が小売商業等に属する事業を営むもの
- (3) 店舗等が一定の地域に近接して連続し、又は地域的にまとまり、買物の場としての機能を果たしている商店街を構成している中小事業者等の団体で、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定しており、その構成員が共同して組織的な活動を行っている任意組織団体で市長が認めるもの
- (4) 前3号に掲げる団体の構成員であり第2項に定める中小事業者等で、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している4事業者以上の任意の団体で市長が認めるもの。ただし、統一景観事業については、3事業者以上の任意の団体で市長が認めるもの
- (5) 経営相談事業については、第1号から第3号に掲げる団体の構成員であり第2項に定める中小事業者等
- (6) 新規創業者支援事業及び事業拡大等事業については、次のいずれにも該当するもの
  - ア 次項に定める中小事業者等で、市内に主たる事業所を有するもの（フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく出店を除く。）
  - イ 商工団体、金融機関等産業支援機関による事業計画の作成支援を受けたもの

ウ 週30時間以上かつ週5日以上営業するもの

エ 納期の到来した市税に滞納がないもの

オ 店舗等が一定の地域に近接して連続し、又は地域的にまとまり、買物の場としての機能を果たしている商店街で新規創業を行い、第1号又は第3号に掲げる団体の構成員となるもの。ただし、第1号又は第3号に掲げる団体が存在しない場合は、この限りでない。

(7) 事業拡大等事業については、前号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するもの

ア 市内で5年以上事業を営んでいる中小事業者等から事業を承継（以下「事業承継」という。）し、当該事業を継続して実施するもの

イ 市内で5年以上事業を営んでいる中小事業者等が、第二創業（事業承継を行った日から起算して1年以内に、これまで営んでいた業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の中分類における業種をいう。）とは異なる業種に属する事業を市内で営むことをいう。）するもの

ウ 市内で5年以上事業を営んでいる中小事業者等が、第二出店（市内において、既に事業を営んでいる中小事業者等が、現在出店している店舗等の営業を継続しながら、既存事業の拡大に伴い新たに新店を出店しようとすることをいう。）等で事業規模を拡大（移転及び店舗増築を除く。）するもの

2 補助対象産業は、日本標準産業分類に定める産業のうち別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の交付対象及び交付額）

第4条 補助対象事業及び補助対象経費等は別表第2に定めるとおりとする。ただし、別表第2に規定する補助率を乗じて得た額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 国、県等から助成等がある場合は、その助成額に該当する経費は補助対象外とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、同一の種類の事業については3年を限度とする。ただし、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた事業については当該計画の認定期間とする。

2 補助金の交付申請は、事業を実施した年度と同一年度に行うものとする。ただし、新規創業者支援事業については、当該事業の開始年度における補助対象期間が12月未満であり、かつ、事業が翌年度まで継続した場合は、12月から開始年度の補助対象月数を控除した月数分の補助金について、翌年度に交付申請することができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街団体等は、宮古市商業振興対策事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 当該対象事業者に係る市税の納税証明書

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 新規創業者支援事業及び事業拡大等事業については、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 過去3年分の確定申告書（事業拡大等事業に限る。）、営業許可証等の写し

(2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の規定に基づき市が国の認定を受けた創業支援事業計画により実施された特定創業支援等事業の修了証の写し（新規創業者支援事業で創業支援等事業を修了した者に限る。）

(3) 開業届（個人に限る。）

(4) 法人の登記事項証明書

(5) 賃貸借契約書及び申請日の直近に支払った家賃の領収書等の写し（新規創業者支援事業のうち補助対象経費が店舗賃借料の場合に限る。）

(6) 見積書、明細書等経費の積算根拠が確認できる書類の写し（補助対象経費が広告宣伝費又は備品購入費の場合に限る。）

(7) 補助対象経費が施設改修費の場合は、次の書類を添付するものとする。

ア 施設改修計画書（様式第4号）

イ 見積書、明細書、契約書等の写し

ウ 施工内容がわかる現況写真及び対象事業の計画図面

エ 建物の登記事項証明書（事業所等を所有の場合に限る。）

オ 建物の所有者の承諾書及び建物の賃貸借契約書等の写し（事業所等を借用の場合に限る。）

3 新規創業者支援事業のうち補助対象経費が店舗賃借料の場合については、新規創業した日以後3年間は、第1項に掲げる書類を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは宮古市商業振興対策事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、宮古市商業振興対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請書を提出した対象事業者に通知するものとする。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分、その他申請にかかる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ宮古市商業振興対策事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、宮古市商業振興対策事業費補助金変更承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 前条第1項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業量又は事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 経費種類の新設又は廃止
- (3) 補助金交付決定額の変更  
(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宮古市商業振興対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第9号）に具体的な理由を付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、宮古市商業振興対策事業費補助金中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、宮古市商業振興対策事業費補助金遅延等報告書（様式第11号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金交付決定の変更)

第12条 市長は、補助事業の内容の変更の承認又は補助事業の内容を変更した場合においては、当該変更に伴い、補助金の交付の決定の変更を要するときは、宮古市商業振興対策事業費補助金交付決定変更通知書（様式第12号）により、補助金の交付の決定の変更を通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は当該補助金の交付決定日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、宮古市商業振興対策事業費補助金実績報告書（様式第13号）（以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 支払領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 新規創業者支援事業及び事業拡大等事業の補助事業については、前項に掲げる書類のほか、新規創業、事業承継、第二創業及び第二出店をした日以後5年間は、次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業状況報告書（様式第14号）
- (2) 確定申告書、営業許可証等の写し
- (3) 経営相談報告書

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条本文の規定による通知は、宮古市商業振興対策事業費補助金額確定通知書（様式第15号）によるものとする。

(補助金の交付)

第15条 規則第16条の請求は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 規則第16条本文に定める補助金請求の場合 宮古市商業振興対策事業費補助金請求(精算)書(様式第16号)

(2) 規則第16条ただし書に定める補助金請求の場合 宮古市商業振興対策事業費補助金前金払請求書(様式第17号)

(財産の処分及び管理)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間を経過する以前に補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、宮古市商業振興対策事業費補助金に係る取得財産等の処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が5万円未満のものは、この限りでない。

(1) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(2) その他市長が特に必要があると認めて指定するもの

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、宮古市商業振興対策事業費補助金に係る取得財産等管理台帳(様式第19号)を作成し、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にし、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日告示第44号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年1月8日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年9月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表の 1 の項の改正部分は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市商業振興対策事業費補助金交付要綱別表 2 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 22 日から施行し、この告示による改正後の宮古市商業振興対策事業費補助金交付要綱別表第 2 及び様式第 2 号の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の申請に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 10 月 22 日から施行し、この告示による改正後の宮古市商業振興対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。